第１５期　まちづくり大学　公開講座

大阪狭山市のまちづくり

大阪狭山市　副市長　田中　斉

自己紹介

「さやま」生まれの「さやま」育ち

- 昭和６０年４月　本市(当時:狭山町)に奉職　総務部税務課に配属
- 平成　６年４月　総務部財政課
- 平成１８年４月　政策調整室企画グループ
- 平成２６年４月　総務部財政グループ
- 平成２７年４月　総務部長
- 平成２８年４月　政策調整室長
- 平成２９年４月　政策推進部長 (機構改革に伴う)
- 令和　元年５月　副市長

本日の内容

- はじめに ・・・・大阪狭山市の概況
- 地方自治とは
- 地方分権改革の流れ
- 大阪狭山市の自治基本条例
- 市民協働事業へのアプローチ
  1.まちづくり円卓会議事業
  2.大阪狭山市総合計画
- まちづくりの課題
- おわりに

はじめに

大阪狭山市の概況

大阪狭山市の人口

(単位:人　各年4月末日)

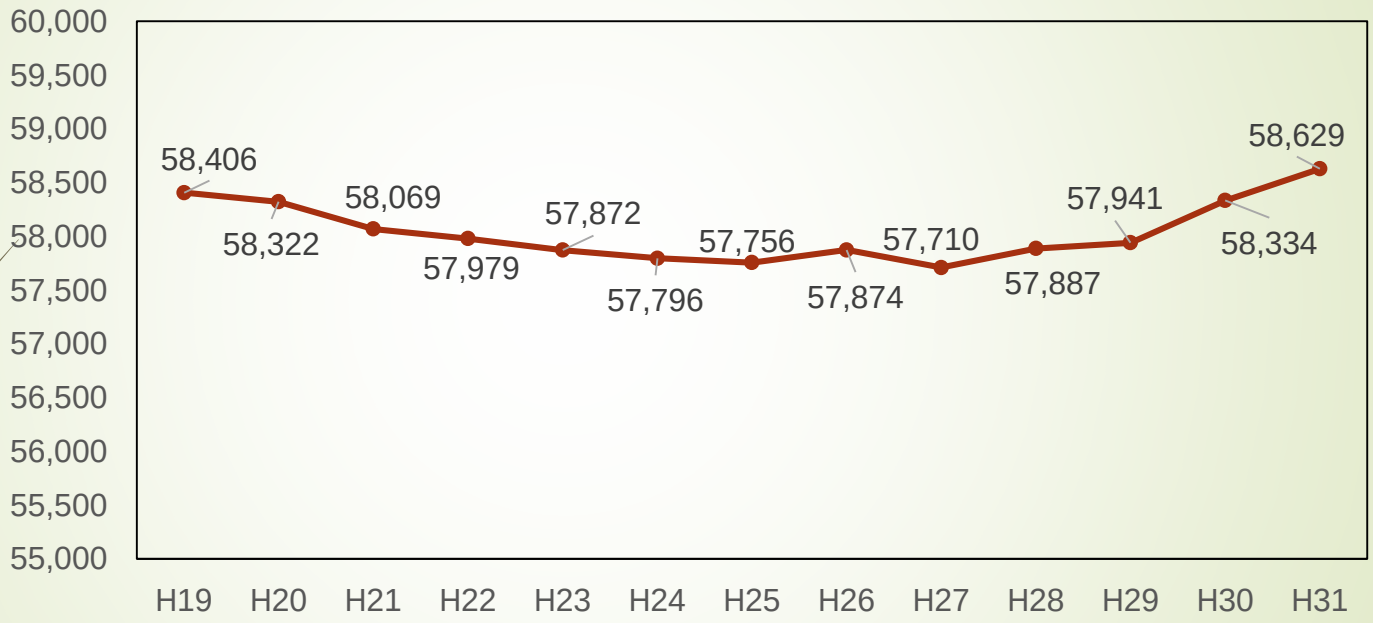

平成19年12月末人口58,575人　(過去最高)

平成31年　4月末人口58,629人 (過去最高更新)

令和元年8月末現在　58,769人　　以降人口が微増状態。

大阪狭山市の財政状況(普通会計ベース)

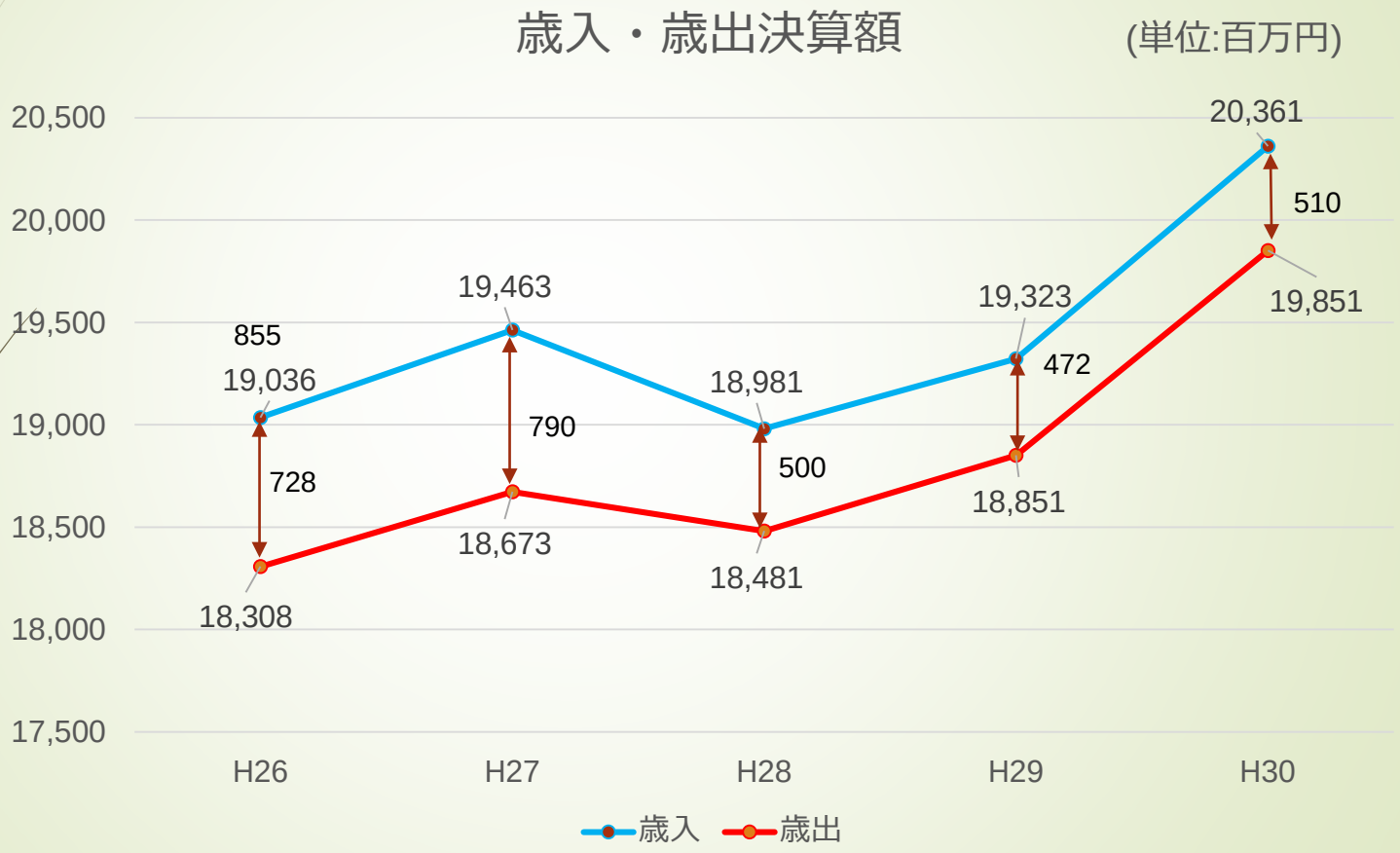

経常収支比率の状況

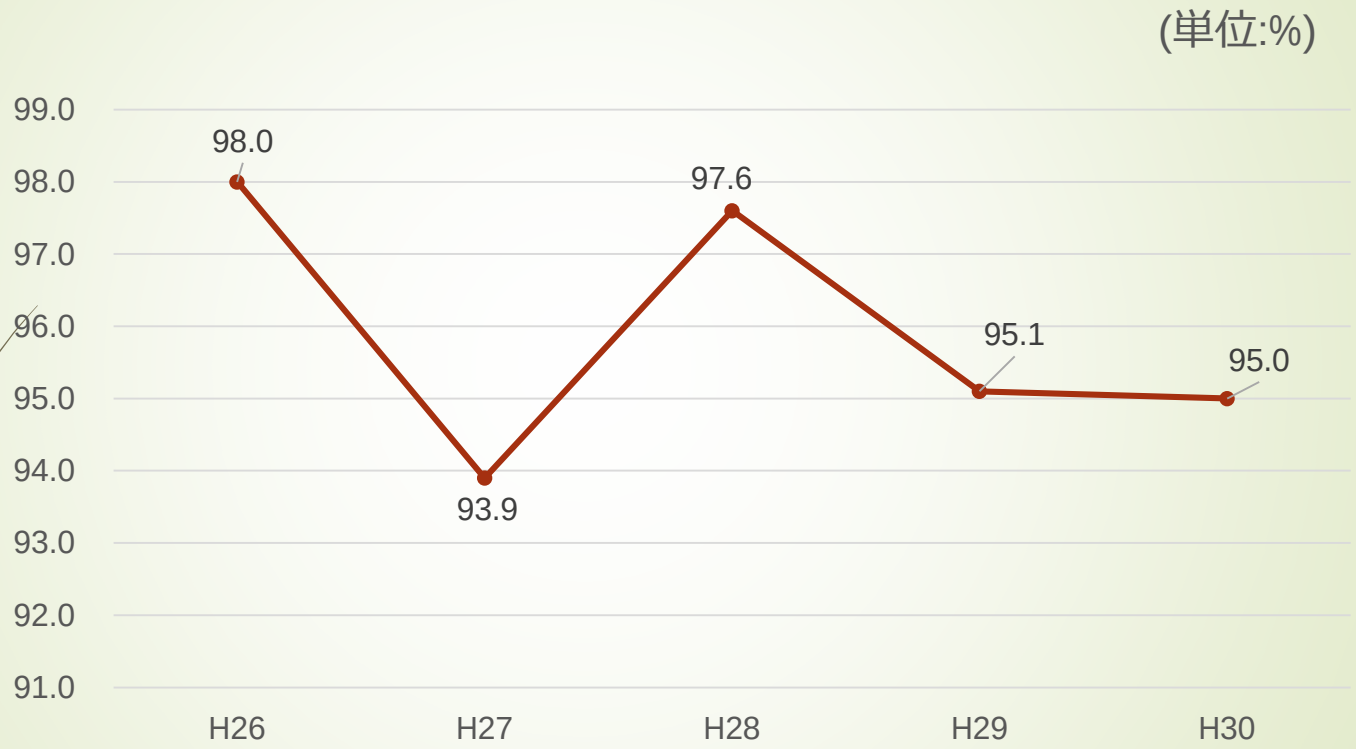

経常収支比率とは、財政の弾力性を示す指標で、100%に近いほど弾力性がなくなる。

詳しくは・・・・・・

- 私たちのまちの報告書をご覧ください❣

平成17年度～

毎年度どのような事業にいくら使ったのかを分かりやすく取りまとめた冊子。

市ホームページ又は市情報公開コーナー、図書館で閲覧可能

購入も可能です。

地方自治とは

地方自治とは

・一定の地域を基礎に，その地域の共同事務を住民の負担と責任でみずから決定し処理する政治形態。

地方行政 (地方自治体)

地方行政の目的

住民福祉の増進 ＝ 市民サービスの向上

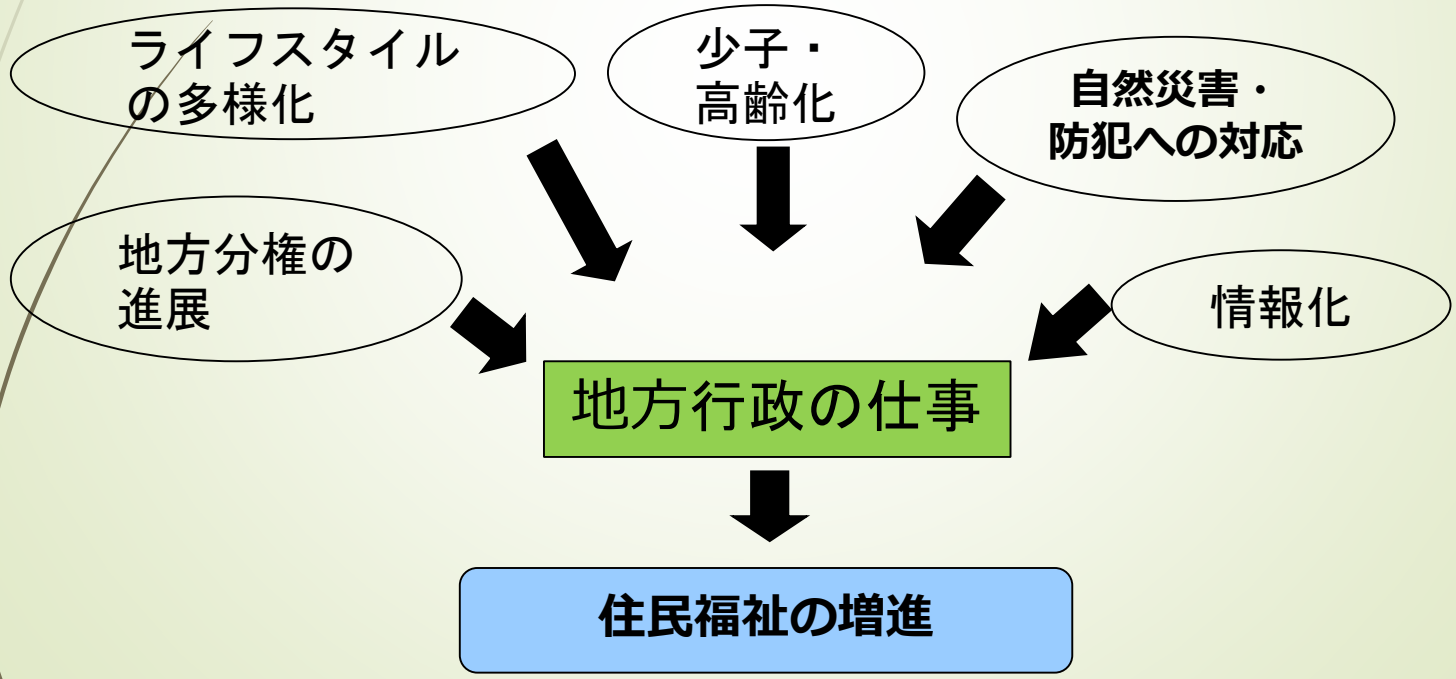

地方分権改革の流れ

地方分権改革の流れ

○地方分権改革の推進

※地方分権一括法施行（平成１２年４月）

○国・地方の役割分担の明確化
○機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成
○地方事務官制度の廃止
○国の関与等の見直し
○権限委譲の推進
○必置規制の見直し
○地方公共団体の行政体制の整備確立

国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、地方公共団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な行政主体において処理し、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにする。

新しい公共

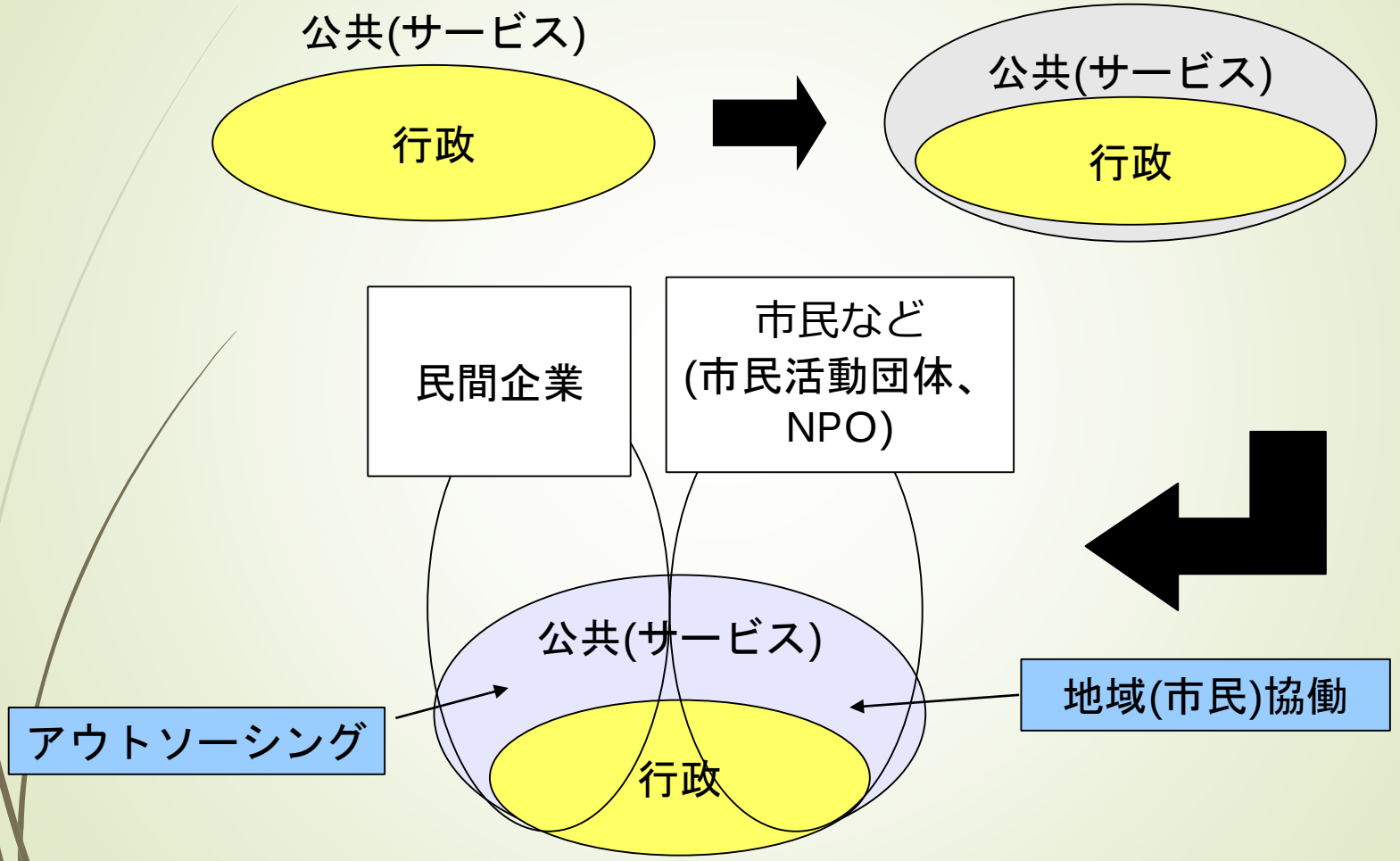

参考：総務省「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」平成17年３月

まちづくりの課題解決

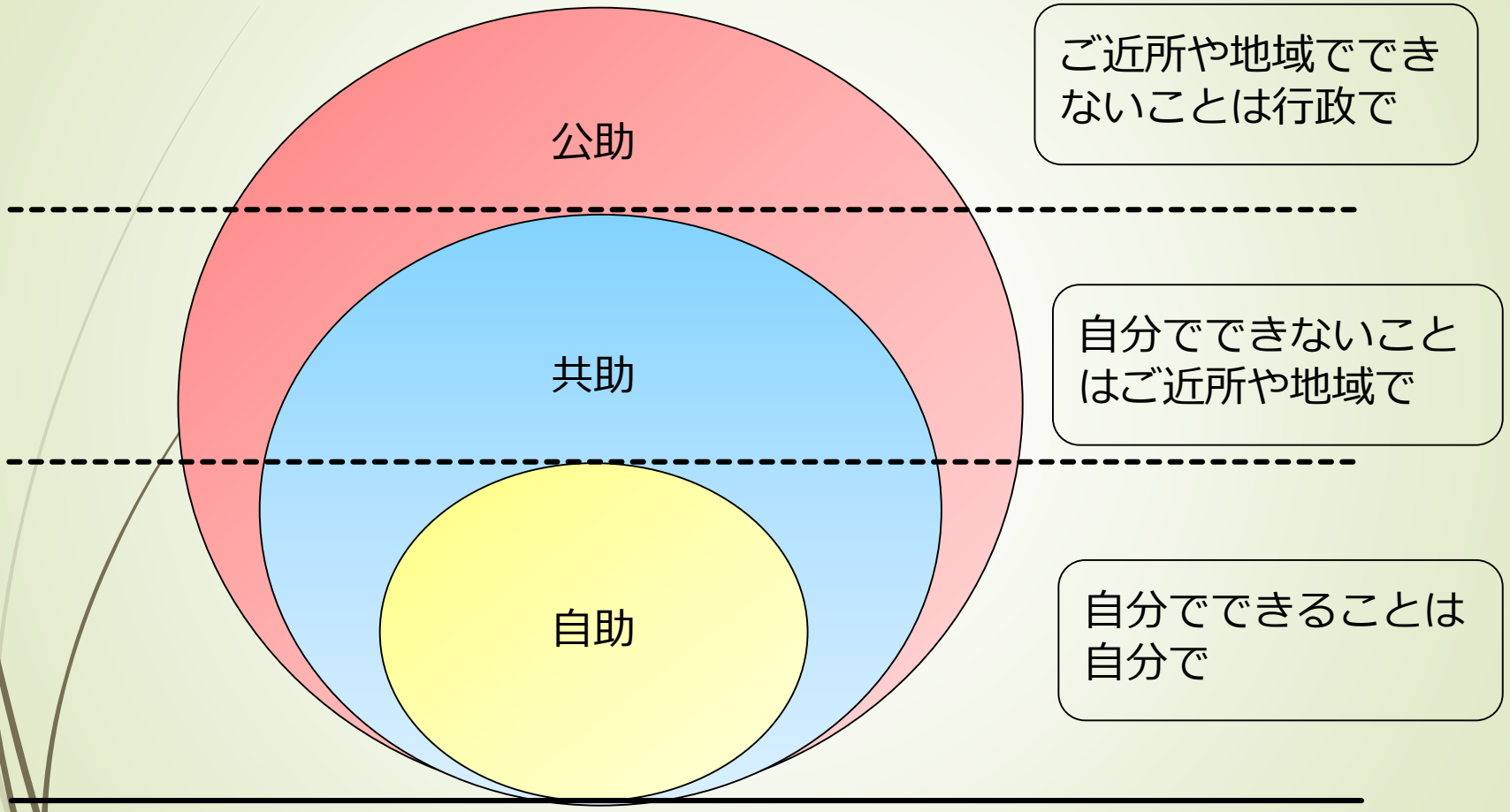
公助
共助
自助
ご近所や地域でできないことは行政で
自分でできないことはご近所や地域で
自分でできることは自分で

大阪狭山市自治基本条例

大阪狭山市自治基本条例

地域のことは地域で考え、地域の責任のもとにおいて実施する
(自己決定・自己責任)

↓

市民自治によるまちづくり

↓

まちづくりの基本原則

↓

大阪狭山市自治基本条例の制定

大阪狭山市自治基本条例の概要（その1）

◎大阪狭山市自治基本条例の目的

第1条

「市民自治によるまちづくり」を推進するために本市における市民自治の基本原則を明らかにした上で

- 「市民の権利や責務」
- 「議会の役割や 責務」
- 「市長及び職員の責務」
- 「市民参画の推進」
- 「コミュニティの尊重」
- 「市政運営の原則」

を定める。

◎市民自治の基本原則　(第4条～第７条)

人権の尊重

市民、議会、市は市民一人ひとりの人権を尊重します。

情報の共有

まちづくりを推進する上で必要な姿勢に関する情報を市民、議会、市で共有します。

協　働

市民、議会、市はお互いを尊重し、共通の目的を達成するために、協力しあうことでよりよいまちづくりを推進します。

市民参画

市は市民参画制度の整備に努めることで、市民の参画を保障します。

市民とは？
市とは？
第３条
・市内に居住するもの、市内で働くもの及び学ぶ者及び市内で事業活動その他活動を行う者又は団体をいう。 (市民の定義)
・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 (市の定義)

参画とは?
協働とは?
第３条
・市民が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わることを言う　(参画)
・市民、議会及び市が、豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し互いの自主性を尊重しながら協力し合うこと　(協働)

大阪狭山市自治基本条例の概要（その2)

◎市民の権利及び義務

第8条～第10条

・市民は、市政に関する情報を知るとともに、市政参加の権利を有するとともに、互いを認め合い、思いやり、意思の疎通を図り、協力しながらまちづくりを推進するよう努める。
・事業者は、社会的な責務を自覚し、地域との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努める。

◎議会等の役割及び責務

第11条～第13条

・議会は、二元代表制の下での意思決定機関、また、行政運営の監視機関として常にその機能充実強化に努め、政策立案機能の向上を図るため積極的に調査研究を行い、議会に対する市民の関心を高めるとともに、市民の意見を把握し、市政に反映させるように努める。
・議員は市民自治の基本原則に基づき公正かつ誠実に職務を遂行し、議員活動に関する情報及び市政状況等について市民にわかりやすく説明するよう努める。

大阪狭山市自治基本条例の概要（その3)

◎市長及び職員の責務

第14条～第15条

・市長は、市の代表者として、市民の信託に応えるため、市民自治の基本原則に基づき公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、目的達成に当たっては職員を適切に指揮監督し、人材育成を図らなければならない。
・職員は、全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との信頼関係を築くよう努めるとともに、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得に努め、創意工夫して効率的に職務を遂行するものとする。

◎市政運営の原則

第22条～第29条

・市政運営の指針となる総合計画の策定や策定の際には広く市民参画に努める。
・市民に分かりやすい組織編成に努めるとともに、中長期的な財政計画を策定し効率的かつ効果的な財政運営を行い、わかりやすく市民に公表する。
・市政運営に当たっては、適正に個人情報を管理するとともに、保有する情報を公開するよう努める。
・市は、市政に関する施策等の実施及び評価について市民に分かりやすく説明するとともに、市民の意見、要望、提案等に対して迅速かつ誠実に応答する。

大阪狭山市自治基本条例のイメージ

みんなの役割

市民、議会、市がそれぞれの役割を認識し、まちづくりを推進します。

市民

❶市内に居住する人
❷市内の事業所などで働いている人
❸市内の学校などで学んでいる人
❹市内で事業活動などをしている人や団体

○市政に関する情報を知る権利
○まちづくりに参画する権利
○協力し、まちづくりを推進
○地域のコミュニティ活動への参加

議会

［議員］

○市民の意思を市政に反映
○政策を立案
○議会情報や市政の状況を説明

市

［市長・その他の執行機関］

○公正かつ誠実な市政運営
○市政情報の公開
○説明責任と応答責任

協働事業へのアプローチ　1

－まちづくり円卓会議制度－

まちづくり円卓会議制度とは

地方分権型社会への対応

- 地域のことは地域で考え地域で実行
- 市民、自治会、市民活動団体、ＮＰＯ、民間事業者など多様な主体が協働し、市民自治の確立、地域の活性化

円卓会議設置の目的

①市民自治への契機づくり

②より市民ニーズに即した事業提案

③地域内コミュニティの醸成や市民協働の推進

④地域内で活動する各種団体の連携促進

円卓会議の設立と運営のポイント

行政主導ではなく地域主体

⇒地域の有志が自主的に呼びかけて、設立準備委員会を立ち上げることからスタートし、立ち上げ後も地域が主体で運営する。

①自主性の尊重
市は円卓会議の自主性・自発性を尊重し、側面的・間接的支援を行う。

②自立（自律）化の原則
市は円卓会議が自立し、新しい活動が生まれ育つ環境整備を支援する。

③相互理解の原則
円卓会議と市が、それぞれの特性（長所･短所）を認識する。

円卓会議の設置状況

	南中学校区	第三中学校区	狭山中学校区
設　　立	平成25年10月16日 （平成21年2月11日）	平成21年11月8日	平成22年9月20日
根　　拠	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議定款 （南中学校区地域ｺﾐｭﾆﾃｨ円卓会議規則）	第三中学校区まちづくり円卓会議設置要綱	狭山中学校区まちづくり円卓会議規約
構　成　員	正 会 員　　４５人 賛助会員　　２人 活動会員　　１３人 計　　６０人 （令和元年度）	７７人 （令和元年度）	１１７人 （令和元年度）
代　表　者 （呼称）	NPO法人理事長 （議　長）	代　　表	委　員　長
決 議 機 関	総会・理事会 （定例会・理事会）	総会・幹事会	総会・運営委員会

円卓会議事業の予算提案等の流れ

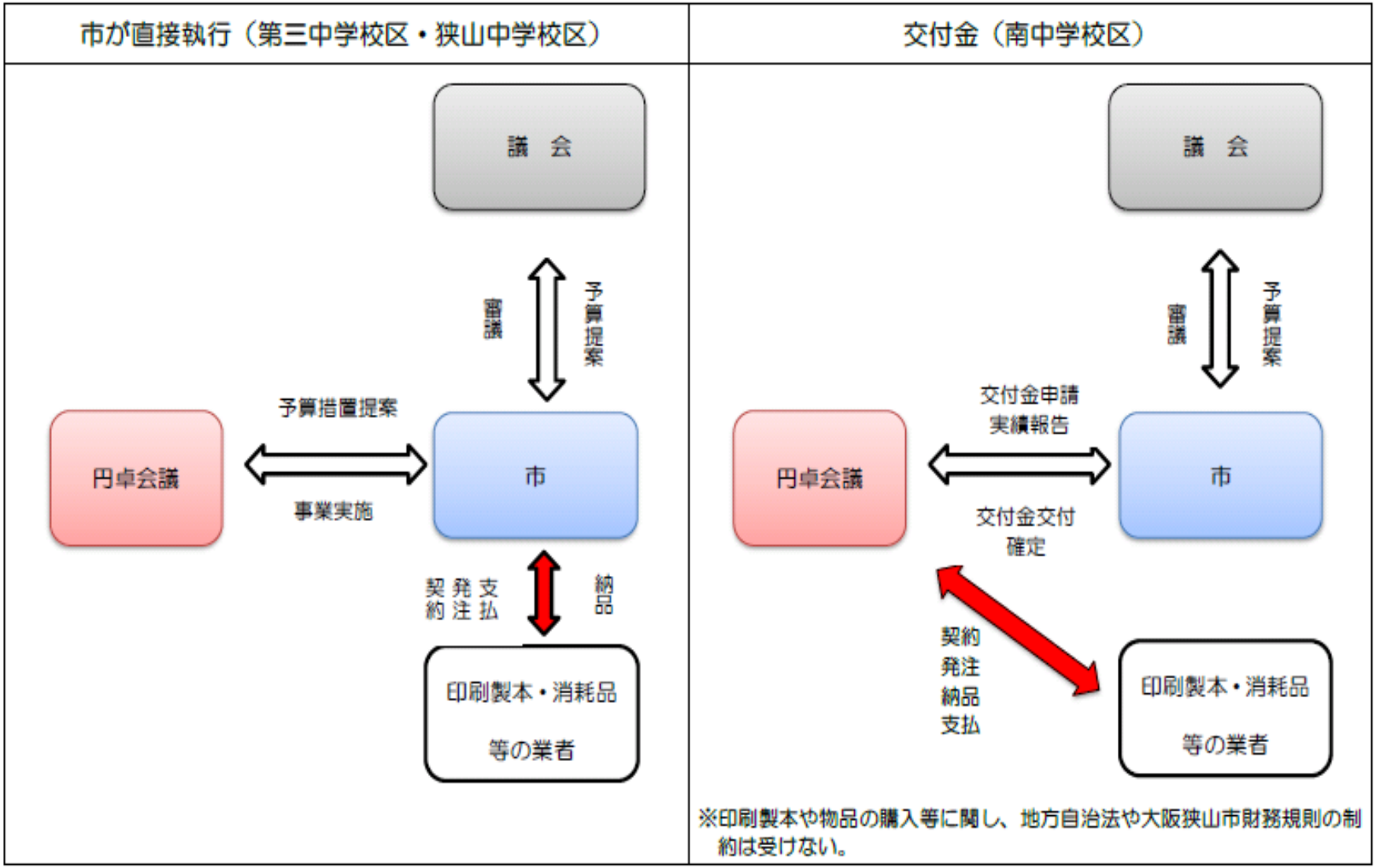

大阪狭山市まちづくり円卓会議条例

〇地域内分権の推進を図ることを目的に条例化
(平成25年４月１日条例施行)

〇基本理念(第３条)
・円卓会議と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、協働して校区のまちづくりを進める

〇市の役割及び市民の役割(第４条・第５条)
・市は円卓会議の自主性、自立性を尊重し、円卓会議の運営を支援するために、情報の提供、助言、財政支援など必要な施策を講じる
・市民は校区のまちづくりへの関心を高め、校区のまちづくりに積極的に参加する

〇円卓会議の役割(第６条)
・校区におけるまちづくりに関する議論と合意に基づく市への事業提案等を行い、継続して校区のまちづくりの推進を図る。

大阪狭山市まちづくり円卓会議条例

〇円卓会議の事業(第９条)
・地域コミュニティの育成に関する事業
・地域福祉の増進に関する事業
・環境に関する事業
・防犯、防災等に関する事業
・その他校区のまちづくりにつながる事業

前提に　⇒　地域ビジョンの策定(第８条)及び単年度の事業計画や円卓会議の自主事業

〇行政の財政支援(１０条)

〇円卓会議の法人化(第１３条)
・円卓会議が、公益性の明確化をはじめ、継続的に自律的な運営ができるよう基盤の強化を図るため、特定非営利活動法人(NPO法人)などの法人格の取得に努める
⇒　市の財政支援として交付金の交付

まちづくりの課題解決

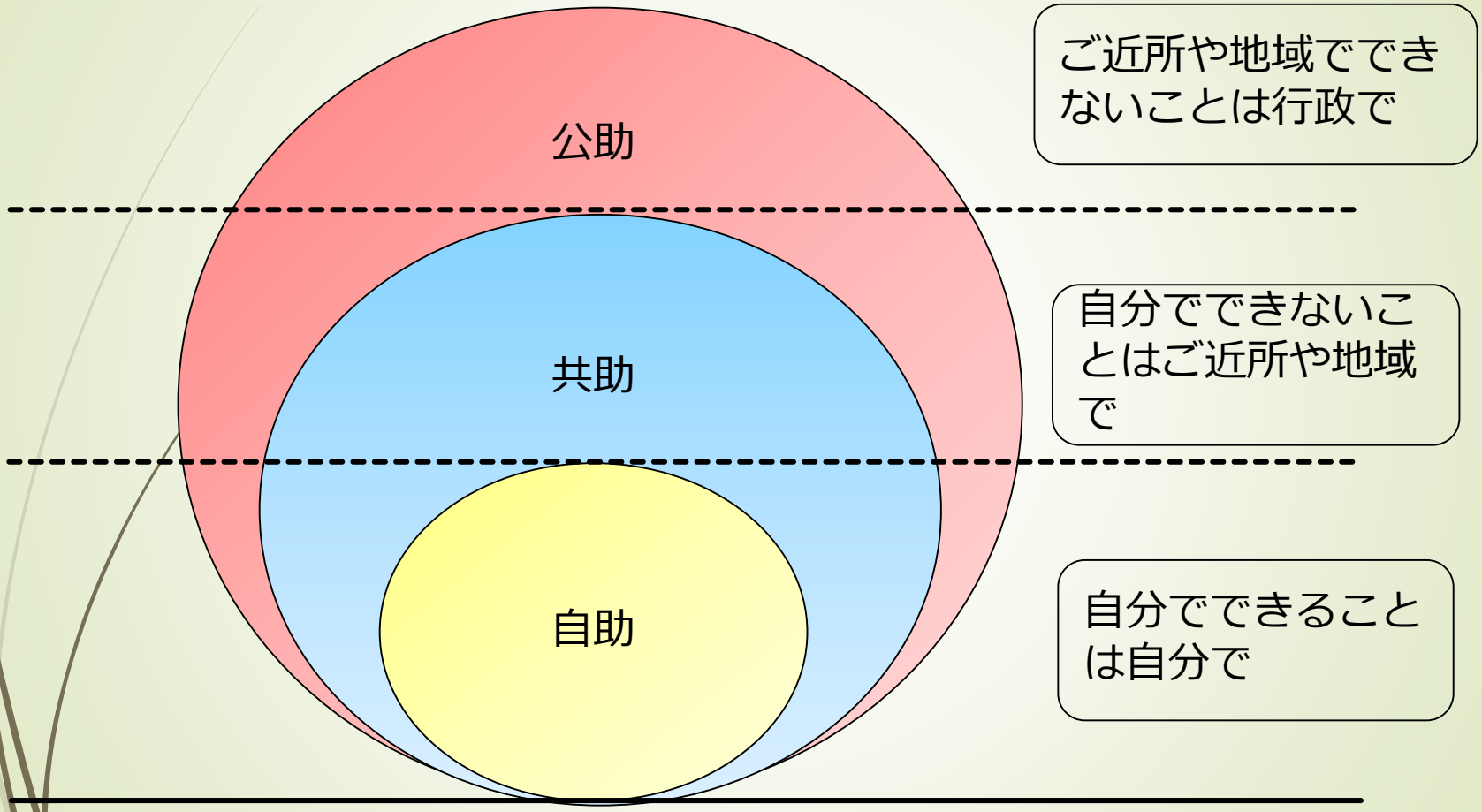
公助
共助
自助
ご近所や地域でできないことは行政で
自分でできないことはご近所や地域で
自分でできることは自分で

協働事業へのアプローチ　2

－大阪狭山市総合計画－

●第五次大阪狭山市総合計画

総合計画は、長期的なまちづくりの基本方向と施策の内容を総合的かつ計画的に示すもので、市政の指針となるもの

・令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
(10年間の大阪狭山市のまちづくりの指針)

市民の参画による計画づくり

まちづくり市民会議や各種アンケート調査、タウンミーティングなどさまざまな手法を取り入れ、市民と市民、市民と行政が協働して計画づくりに取り組みます。市民参画のまちづくりを推し進めるため、市民、事業者の役割についても引き続き明らかにします。また、市内各地域の特性や課題に応じたまちづくりを、市民主体できめ細かく取り組むための指針として、新たに地域別（中学校区別）計画を策定します。

●まちづくりの役割分担

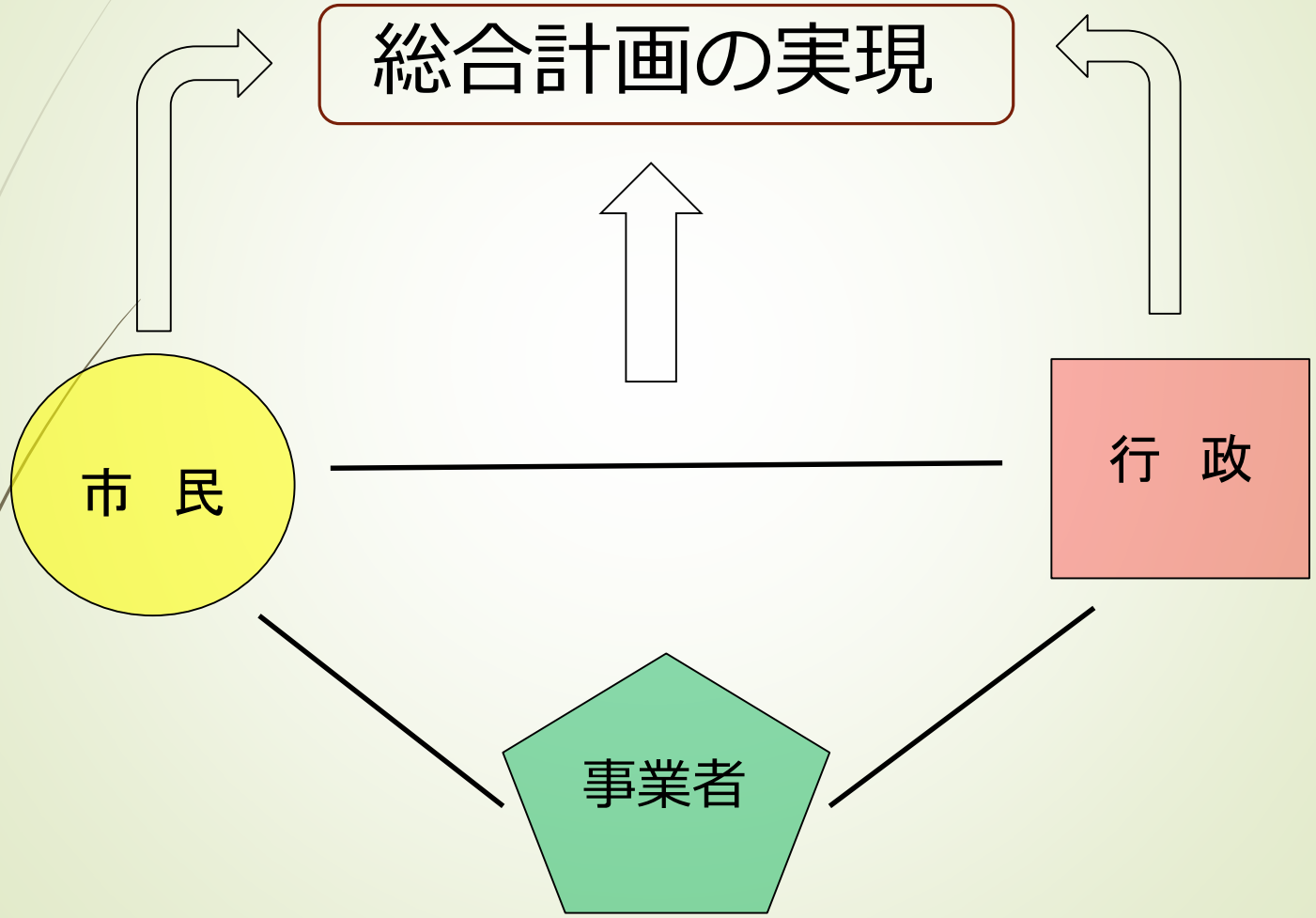

第四次大阪狭山市総合計画の取組

総合計画の実現のための、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担を明記するとともに、数値目標等を設定し各施策の推進に努めている。

第１章　大阪狭山らしさを創出する自立と協働のまち
1.参画と協働のまちづくり

指標と目標

指　　標	現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
市民・市民公益活動団体との協働事業数	172件	180件
自治会等への加入率	64.0%	65.5%
市民活動支援センター発行の「しみんのちから」登録数	267団体	276団体

まちづくりのための役割分担

主体　市　民

◆自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組み、自治力の向上をめざします。

主体　事業者

◆協働によるまちづくりの推進に協力します。

主体　行　政

◆参画と協働のまちづくりに、市民と事業者とともに取り組みます。

第四次大阪狭山市総合計画後期基本計画　抜粋

まちづくりの課題

●まちづくりの課題

・行政主導から市民主導への転換

・市民が主体となったまちづくりのノウハウの不足
(行政としての人材育成の不足)

・人口減少や高齢化による深刻な担い手不足

◎まちづくりの課題解決

・特効薬はない!

・他地域の先進事例を当てはめてもなじまない
→ その地域に応じた対応が必要

・地域のリーダー的存在が必要
→ 人材の発掘・人材育成

※行政は、率先して市民の意見を収集・調整しそれがどのように反映されたかという情報を誰にでもわかりやすく説明することにより市民の理解を得ることが必要である。

◎まちづくりはひとづくりから

テーマ型の各種団体

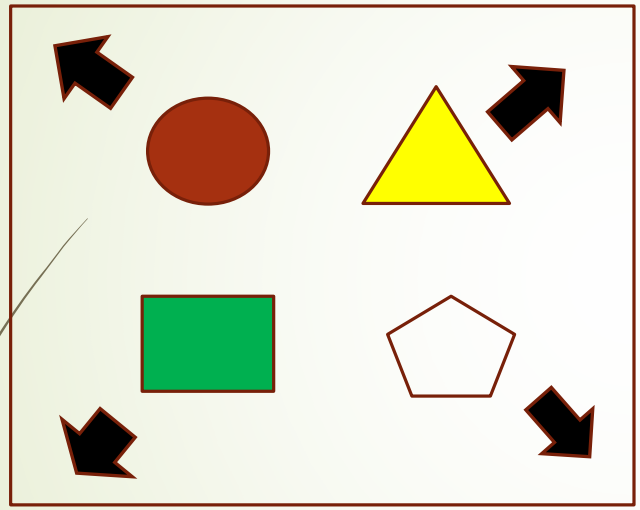

まちづくりの担い手

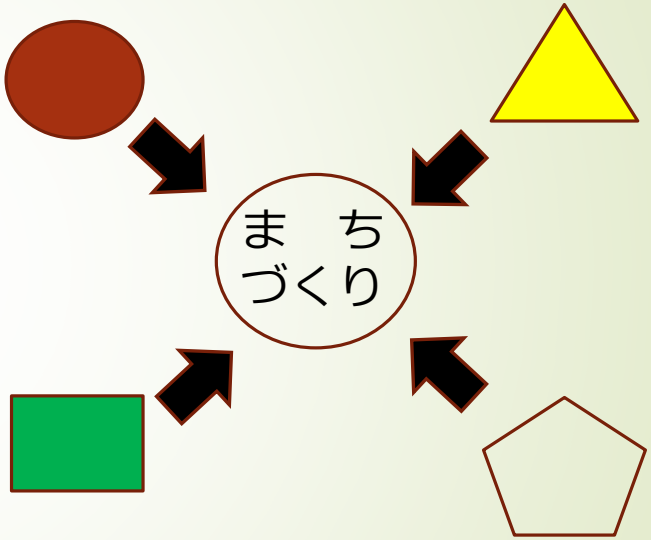

行政主導ではなく、市民の市民による市民のためのまちづくり

市民活動支援センターと市との協働によるコーディネート力の発揮

◎狭山ニュータウン地区の活性化

・昭和44(1969)年の入居開始から今年で50年
・他の地域に比べて人口減少や高齢化が進んでいる
(空き家や空き地の増加、買い物弱者への対応、
住宅や施設の老朽化)
・近畿大学医学部及び附属病院の移転の影響

・子どもから高齢者まで、すべての住民が安全で安心な暮らしを守る
・交流や活躍の場をつくり新たな人々を呼び込む魅力あるまち

(狭山ニュータウン活性化指針より)

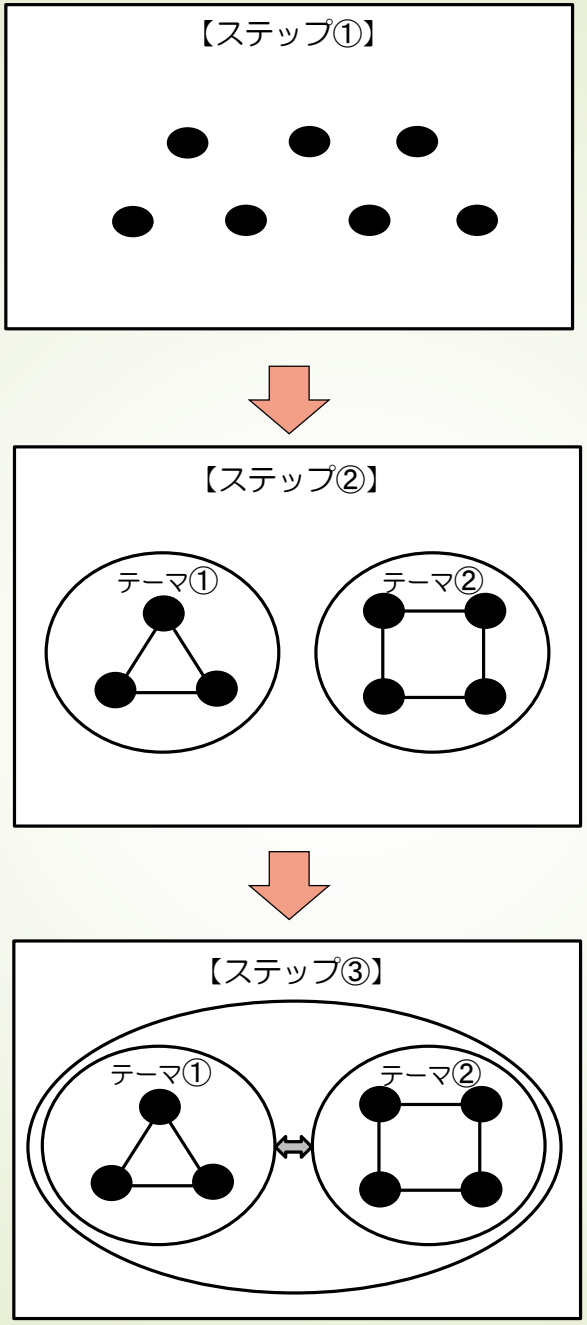

【共通のプラットフォームの形成イメージ】

●は、住民・自治会等、ＮＰＯ等の地域活動団体、事業者、行政、大学を表します。
特定のテーマ毎に、多様な主体が連携して取組みを進める中で、そのつながりを強めながら、より大きな連携基盤として共通のプラットフォームの形成をめざします。

【多様な主体の連携による推進イメージ】

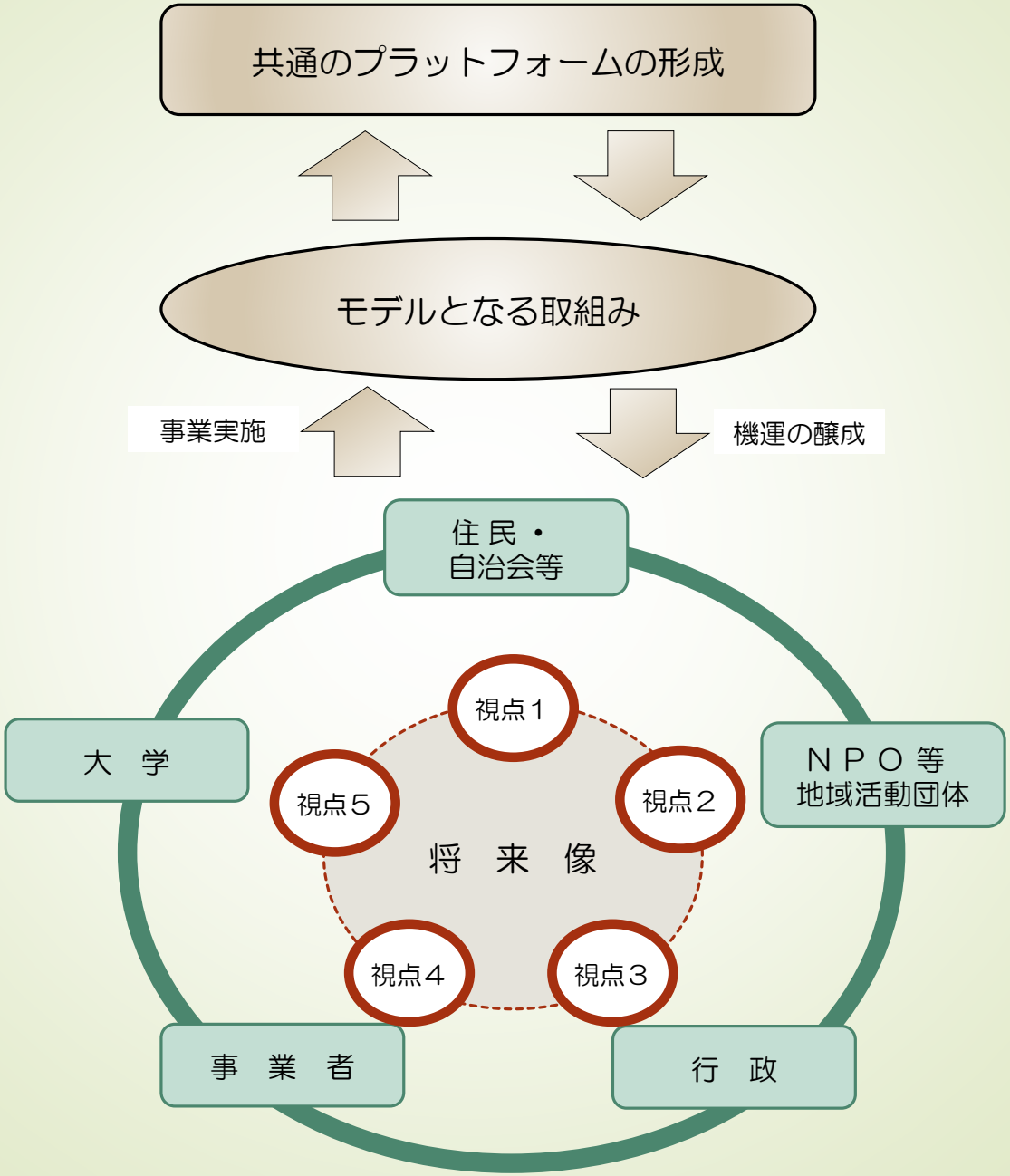

地域包括ケアシステム

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

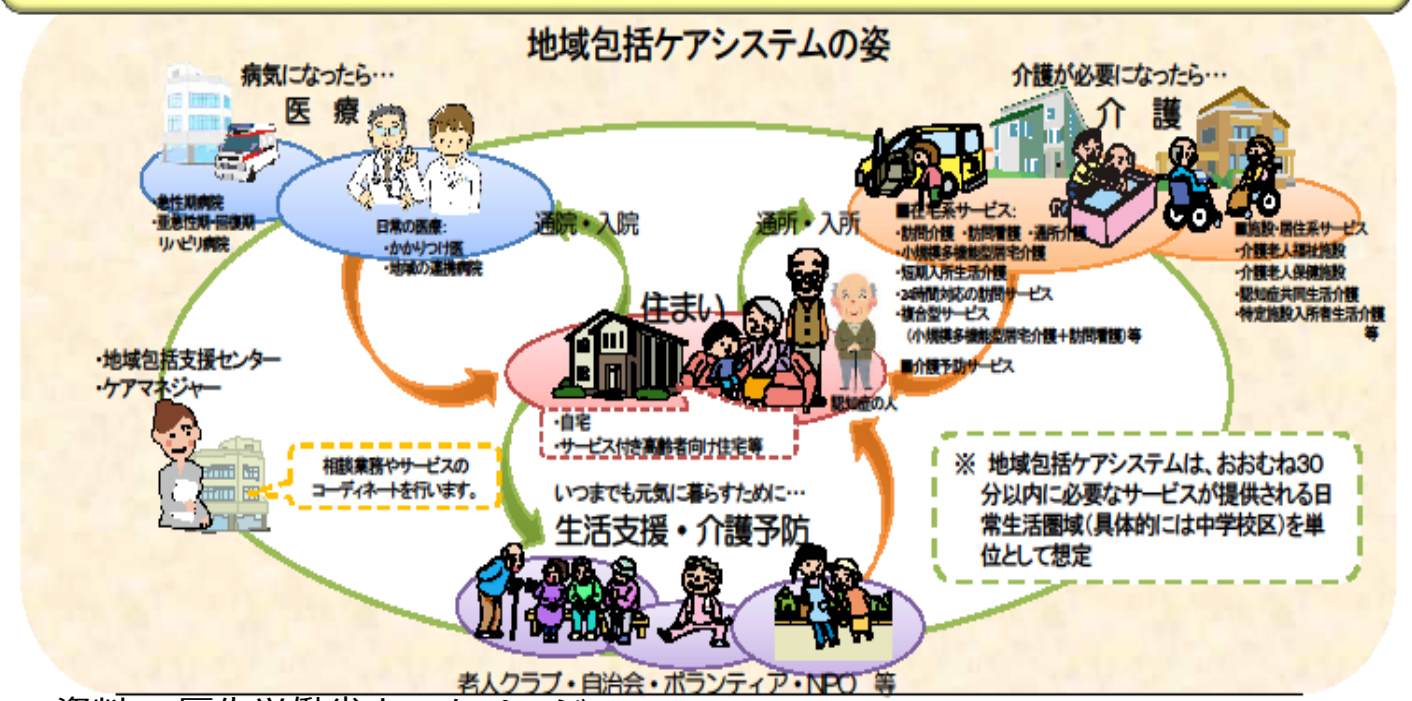

資料: 厚生労働省ホームページ

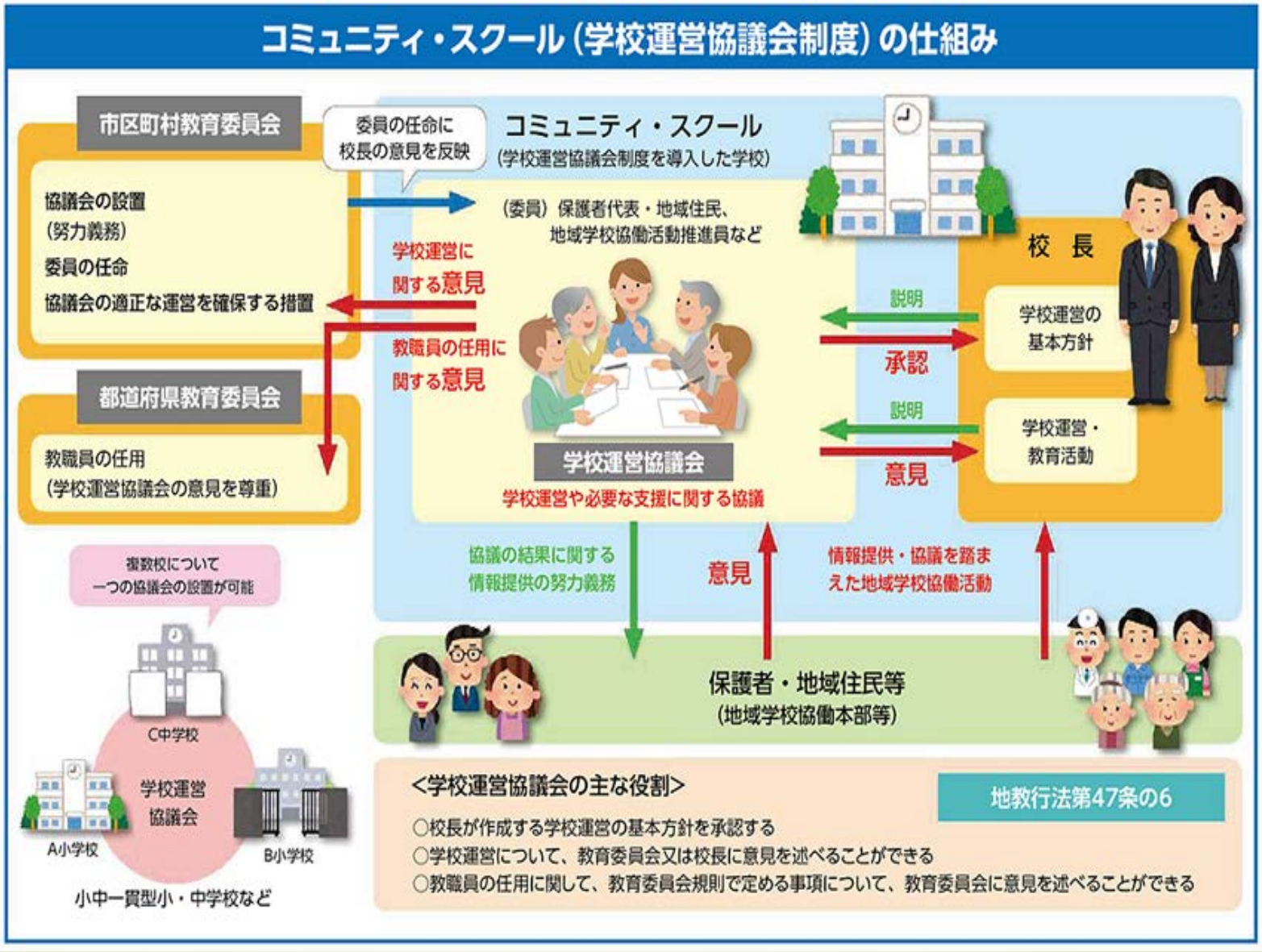

資料:　文部科学省ホームページ

おわりに

新しい公共

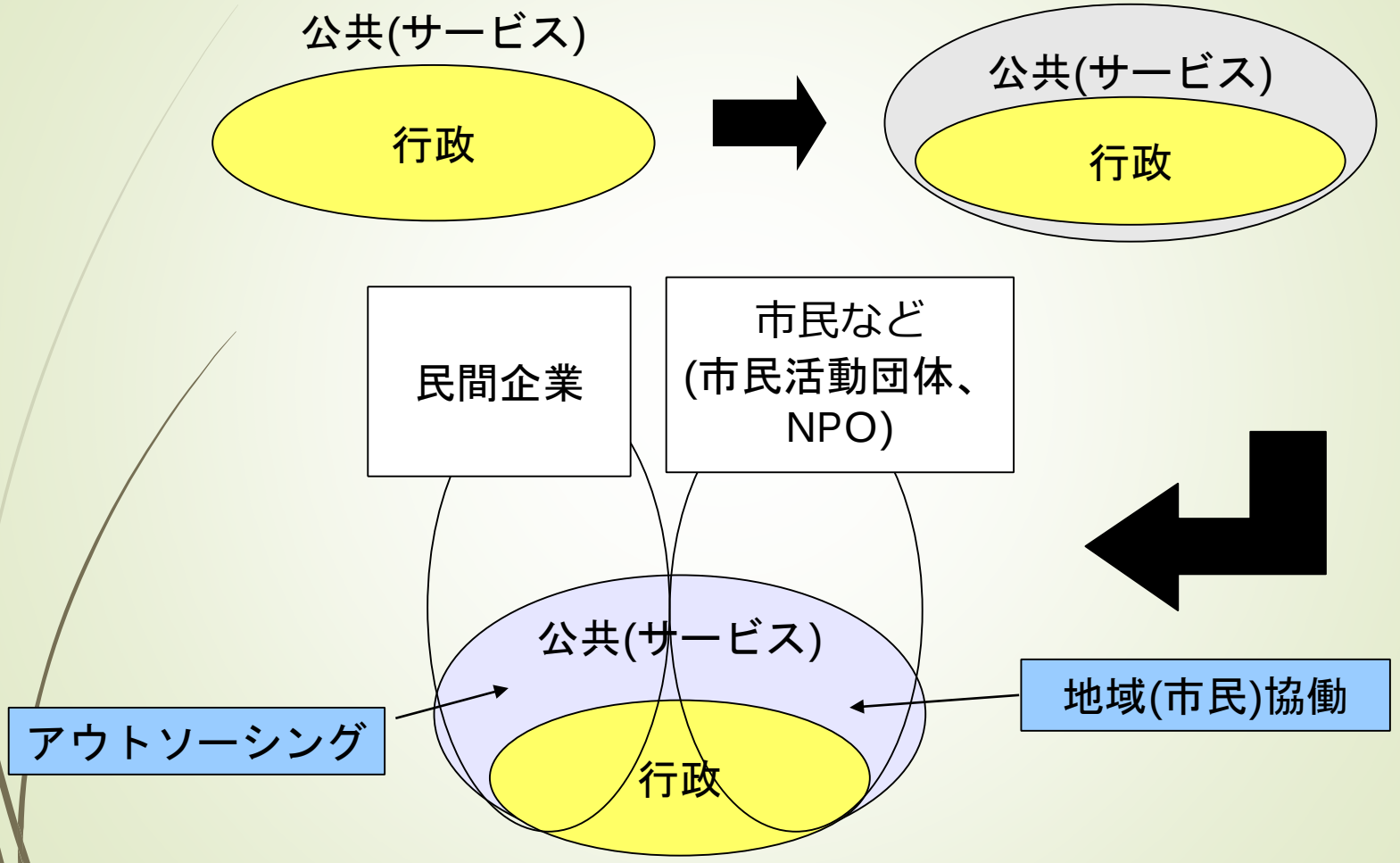

参考：総務省「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」　平成１７年３月

まちづくりの課題解決

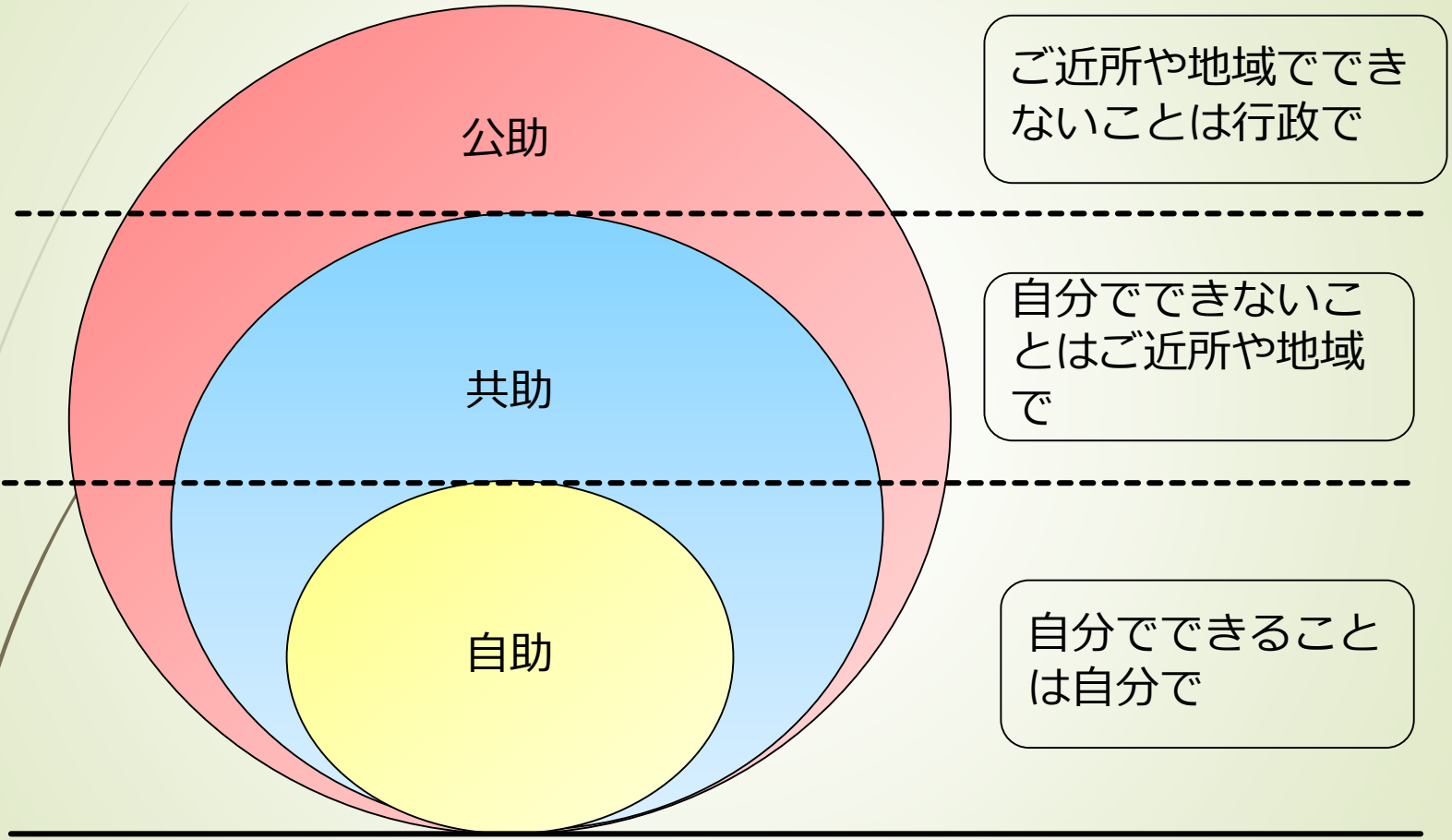
公助
共助
自助
ご近所や地域でできないことは行政で
自分でできないことはご近所や地域で
自分でできることは自分で

地域のことは地域で考え実施する(自己決定・自己責任)

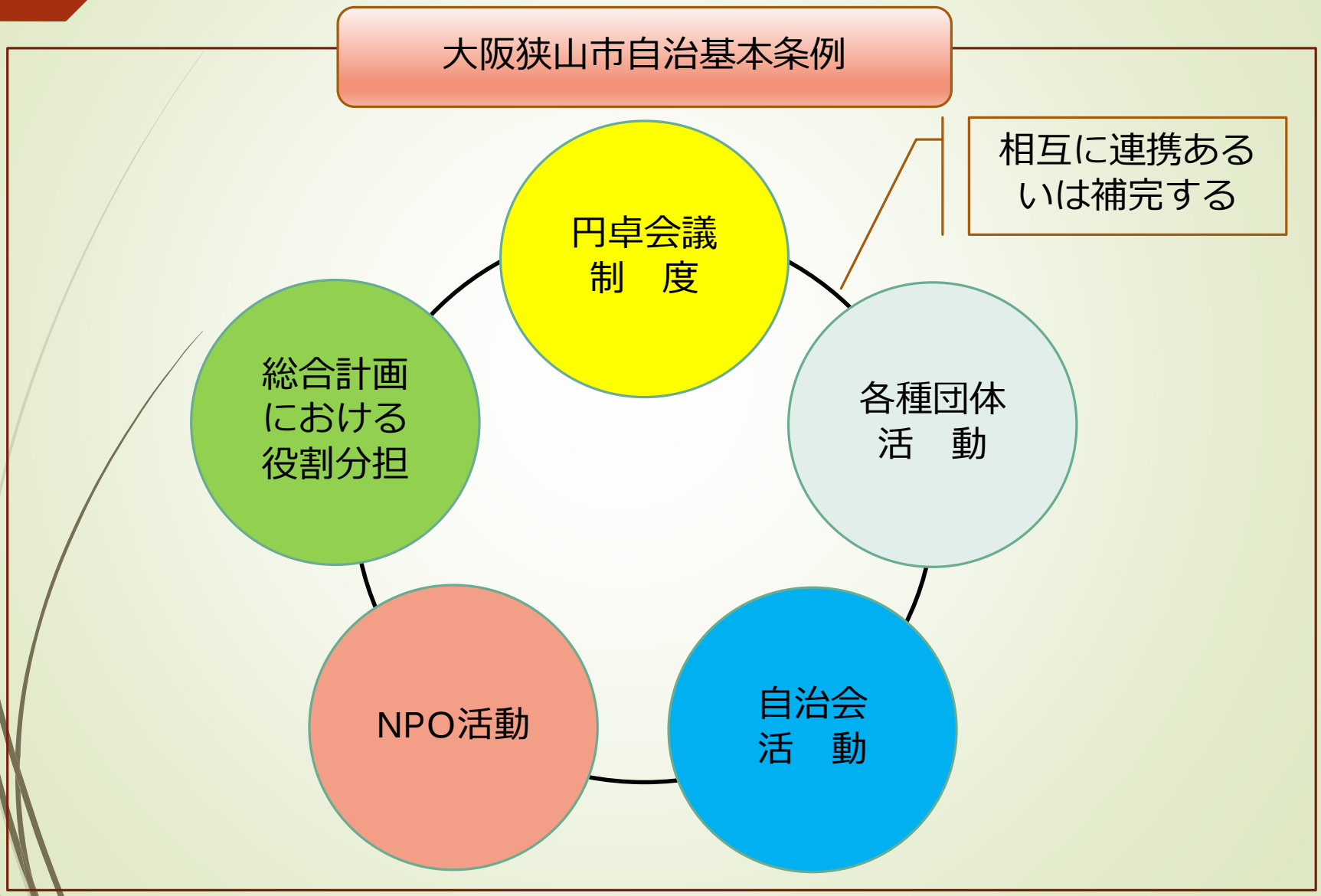

まちづくりは人づくりから

●地域の担い手の発掘・育成
(市民、事業者、行政(職員))

●多様な主体(各種団体等)の相互連携をコーディネートする
(共通のプラットホームづくり)

※市民活動支援センターを起点に様々な仕掛けを展開する必要性がある。

市民活動支援センターとしては、これまで、まちづくり大学の開校をはじめ、まちづくり研究会の設置、あるいは行政機関への市民参画の起点とした取組み。

ご清聴ありがとうございました。